

訪問介護重要事項説明書

第1章 総則

(事業の目的)

第1条

株式会社ライフサポート山陰が開設する訪問介護事業所たんぼぼ（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護員を提供することを目的とする。

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0853-28-3666（午前9時～午後5時まで）

担当 管理者 福馬 拓人

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 事業者の運営する指定訪問介護事業所たんぼぼ概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	3270402922
事業所名	指定訪問介護事業所 たんぼぼ
所在地	島根県出雲市荒茅町2780番地28
サービス提供地域*	出雲市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

(1) 管理者 常勤1名

(2) サービス提供責任者 常勤1名以上

(3) 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5名以上

(3) サービスの提供時間帯

曜日	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祭	○	○	○	○	

※ 時間帯により料金が異なります。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ① 起床介助 ② 就寝介助 ③ 排泄介助 ④ 衣服の着脱 ⑤ 整容の介助
⑥ 身体の清拭、洗髪 ⑦ 入浴介助 ⑧ 食事介助 ⑨ 体位交換 ⑩ 服薬介助

(2) 生活援助

- ① 調理 ② 洗濯 ③ 住居の清掃、整理、整頓 ④ 買物 ⑤ 薬の受け取り
⑥ 衣類の入れ替え等 ⑦ その他

(3) その他のサービス

- ・介護相談 等

4 利用料金 (利用料)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として料金表のとおりです。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様の負担となります。

[料金表] (地域区分「その他」の場合)

身体介護	20分未満	30分未満	30分以上 ～1時間	1時間30分以上 (30分増すごとに)
	1,790円	2,680円	4,260円	
身体1生活1	20分～30分未満	20分以上	生活援助2	20分以上
		3,400円		1,970円

*基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）帯は上記料金の25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は同50%増しとなります。

*上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

*やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域へのサービスの提供は無料です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先：電話 0853-28-3666）

ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日当日にご連絡いただいた場合	当該基本料金の100%

(4) その他

① お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からご契約の際にお選び下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者が、要介護状態になった場合に於いても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。

(2) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更希望の方はお申し出ください。
従業員への研修の実施状況	○	月1回内部研修を実施します。
サービスマニュアルの作成状況	○	必要に応じて内容を見直します。
個人情報の使用同意書	○	
その他		

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時のご連絡先	氏名	
	連絡先	

8 サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談 苦情担当

担当 訪問介護管理者 福馬拓人 電話 0853-28-3666

当社以外に、区市町村の相談 苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村所管課 出雲市高齢者福祉課 連絡先電話 0853-21-6972

国民健康保険団体連合会 連絡先電話 0852-21-2811

② 苦情の解決方法

1 苦情の受付

苦情受付担当者が内容を伺い、記録します。

2 事実確認, 調査

関係職員への聞き取りや状況確認を行い、事実関係を整理します。

3 対応方針の検討

苦情内容の原因の分析と対応策を協議します。

4 利用者様及びご家族様への説明・報告

調査結果および改善内容を利用者様及びご家族様に説明し、同意を得るとともに改善内容を速やかに実施し、改善状況を確認します。

5 再発防止策の実施

職員間で情報共有し、業務改善を行います。

9 サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	なし
【実施日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

10 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、居宅介護支援事業者、市町村へ連絡を行うなど必要の措置を講じ、事故の状況や事故に際した処置について記録する。又、その事故が発生した原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

当社の概要

名称・法人種別 (株) ライフサポート山陰

代表者役職・氏名 代表取締役 金築 誠

本社所在地・電話番号 松江市宍道町伊志見493番地1・0852-61-5533

定款の目的に定めた事業

- 1、介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 2、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 3、介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 4、介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 5、介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- 6、介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 7、有料老人ホームの経営
- 8、土木工事及び建築工事の設計施工
- 9、不動産の売買、賃貸、管理、仲介などの業務
- 10、前各号に付帯する一切の業務

営業所数等 訪問介護事業所 1カ所

11 その他

契約内容に変更等が生じた場合は、訪問介護計画書に準じ、利用者の意向を重んじ承諾を得るものとします。

介護職員処遇改善加算

令和6年6月からの介護保険の改正により介護職員処遇改善加算として

1ヶ月の総単位数×18.2%(サービス交付率により)を加算請求させていただきます。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者 株式会社 ライフサポート山陰
所在地 島根県松江市宍道町伊志見493番地1 印
名称 指定訪問介護事業所 たんぽぽ
(事業所番号 3270402922)
説明者 所属 管理者
氏名 福馬 拓人

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

(家族) 住所
氏名